

「とちぎの食と農業アクションプロジェクト」note 運用方針

1 目的

本方針は、栃木県農政部農政課（以下、「農政課」という。）が運営する「とちぎの食と農業アクションプロジェクト」note（以下、「本note」という。）の運用に関する事項について定める。

アカウント名：とちぎの食と農業アクションプロジェクト

ID：tochigi_food_agr

2 基本方針

本ノートは、県民参加型運動「とちぎの食と農業アクションプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）に関する取組を広く発信することにより、食と農業への理解促進を図り、県民の応援行動の実践を促すことを目的とする。

3 運用方針

本noteは、農政課が次のとおり運用する。

(1) 発信情報

本noteでは、プロジェクトに関する次の情報を発信する。

- ア 食と農業の理解促進に関する情報
- イ とちぎの食と農業アクションプロジェクト推進協議会の取組に関する情報
- ウ その他農政課長が必要と認めた情報

(2) 投稿及び問合せ

- ア 農政課及び農政課から委託された者が、必要に応じて投稿する。
- イ 本noteに投稿される内容については、事前に農政課の了解を得ることとする。
- ウ 原則としてコメントへの返信は行わない。
- エ 本noteに関する問合せについては、農政課が対応する。

(3) 投稿内容のシェア等

本運用方針に適合する場合、栃木県が運用するSNSの公式アカウント※は、本noteの投稿のシェア、リポスト等を行うことができる。

※栃木県ホームページに掲載されているソーシャルメディアをいう。

(4) コメント等の削除

次の各項に該当するコメントの投稿を禁じる。この場合、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合がある。

- ア 法令に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの
- ウ 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- エ その他、農政課が不適切と認めたもの及びこれらの内容を含むリンク等

(5) 知的財産権

本noteに掲載している全ての情報（写真及び文章等）に関する知的財産権（商標権や著作権等の全ての権利）は、栃木県又は正当な権利を有する者に帰属するものとし、引用等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

4 免責事項

- (1) 利用者が自身の note を用いて行う一切の行為について、農政課は何ら責任を負わないものとする。
- (2) 本 note による投稿は、情報の正確性、完全性及び、有用性について保証するものではない。
- (3) (1)、(2) のほか、農政課は本 note に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切責任を負わない。

5 個人情報の取扱いについて

本 note において利用者から個人情報を取得する場合は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に基づき適切に取り扱う。

6 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、県ホームページに掲載し周知する。また、本方針は必要に応じて予告なく変更することがある。

7 施行時期

本方針は、令和 8 (2026)年 2 月20日から施行する。